

沖縄県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成17年3月
(平成27年3月改訂)

沖 縄 県

目 次

序 章	1
第 1 章 沖縄県 P C B 廃棄物処理計画の基本的事項	3
1 目 的	3
2 計画期間	3
3 対象区域	3
4 対象物	3
5 処分先	3
第 2 章 P C B 廃棄物の保管量、使用量、発生量及び処分見込量	4
1 P C B 廃棄物の保管状況	4
2 P C B 使用製品の使用状況	4
3 P C B 廃棄物の発生量及び処分見込量	4
第 3 章 P C B 廃棄物の適切な処理体制の確保	6
1 高濃度 P C B 廃棄物の処理	6
2 低濃度 P C B 廃棄物の処理	6
3 収集運搬体制の確保	7
第 4 章 P C B 廃棄物の適正な処理の推進	8
1 行政の役割	8
2 P C B 廃棄物の保管事業者の役割	8
3 P C B 使用製品の使用事業者の役割	9
4 収集運搬事業者の役割	9

序 章

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、不燃性、絶縁性が良い、沸点が高い、熱により分解しにくい、化学的に安定している等の性質を有する物質であり、熱交換器の熱媒体、トランス・コンデンサ等の絶縁油、感圧複写機等幅広い用途で使用されてきた。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきた。また昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCBによる汚染が問題となった。

このような状況を踏まえ、昭和47年以降PCBの製造は中止され、昭和48年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）が制定され、翌年度からその製造、輸入等が事実上禁止となった。

その後、PCB廃棄物について処理体制が著しく停滞していたため、事業者による長期間の保管が継続する中で、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境への汚染、拡大が懸念される状況となった。

PCBは、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質であり、その難分解性、高蓄積性等の性質から、将来に地球規模の環境汚染をもたらすものである。国際的には、PCB等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が平成13年5月に採択された。日本は、平成14年7月の同条約締結の国会承認を経て、翌8月に加入した。この条約では、PCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などが定められている。

このような状況において、平成13年7月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）が制定された。その後、国は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用してPCB廃棄物処理施設を整備し、北九州PCB処理事業所、豊田事業PCB処理事業所、東京事業PCB処理事業所、大阪事業PCB処理事業所、北海道事業PCB処理事業所の5ヶ所で処理が始まった。

沖縄県は、JESCO北九州PCB処理事業所の事業対象地域となっており、平成26年6月末時点においてトランス21台、コンデンサ類822台、安定器等・汚染物16,950kgがJESCO北九州PCB処理事業所へ搬入されている。

一方で、沖縄県を含め全国的には、PCB廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となっている。

また、PCB特別措置法施行後の平成14年には、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことを受け、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加され、平成21年からその処理が始まっている。

国では、P C B 廃棄物の早期処理完了に向けて、これまでに整備された J E S C O の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用し、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用した処理の促進や計画的処理完了期限の設定等を盛り込んだポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の大幅な見直しを平成26年6月に行っている。

沖縄県 P C B 廃棄物処理計画は、沖縄県内の P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進することを目的として、P C B 特別措置法第7条第1項の規定に基づき平成17年3月に策定されている。

今回、P C B 特別措置法施行令に規定された処理期限が平成24年の改正によって平成28年7月から平成39年3月までに延長されたことや、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において、高濃度 P C B 廃棄物の計画的処理期限が設定されたこと、計画策定時に処理体制が整っていなかった低濃度 P C B 廃棄物の処理体制を計画に盛り込むことを目的として、沖縄県ポリ塩化ビフェニル処理計画を改訂する。

第1章 沖縄県PCB廃棄物処理計画の基本的事項

1 目的

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するための方策を定めることにより、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 計画期間

平成17年度から平成39年3月31日までとする。

但し、関係法令の改正があった場合や、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改訂、処理体制の状況等に応じて適宜見直しを行う。

3 対象区域

沖縄県全区域を対象とする。

4 対象物

沖縄県内で保管されているPCB特別措置法第2条に規定されているPCB廃棄物及びPCB使用製品とする。

5 処分先

- (1) 高濃度PCB廃棄物（PCB廃棄物から低濃度PCB廃棄物を除いたものをいう。）
JESCO北九州PCB処理事業所において処分する。
- (2) 低濃度PCB廃棄物（微量PCB廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物）
国から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4第1項に基づき、無害化認定を取得した施設、又は同法15条第1項に基づき都道府県知事等から許可を受けた施設において処分する。なお、処理施設ごとに、処理可能な品目が異なる。

第2章 PCB廃棄物の保管量、使用量、発生量及び処分見込量

1 PCB廃棄物の保管状況

PCB特別措置法第8条に基づき、沖縄県及び那覇市に届出のあったPCB廃棄物の保管状況は、表1のとおりとなっている。

表1 PCB廃棄物の種類別保管量（平成25年度末現在）

廃棄物／製品の種類	沖縄県(那覇市を除く)		那覇市		沖縄県	
	事業場数	量	事業場数	量	事業場数	量
高圧トランス	6	16台／個			6	16台／個
低圧トランス	2	2台／個			2	2台／個
柱上トランス	2	5510台／個			2	5510台／個
高圧コンデンサ	3	2台／個	6	17台／個	9	19台／個
		92.3kg				92.3kg
安定器	7	190台／個	2	94	9	284台／個
PCBを含む油	15	5台／個	6	5台／個	21	10台／個
		66760.427kg		15147.33kg		81907.757kg
		2270L		2366L		4636L
ウエス	4	6台／個	1	2台／個	5	8台／個
		1061.1kg				1061.1kg
その他の機器等	86	605台／個	30	113台／個	116	718台／個
		2462kg				2462kg
		1				1
汚泥	2	1159.3kg	1		3	1159.3kg
				9600L		9600L
その他	8	108台／個	3	2台／個	11	110台／個
		225245.439kg		660.7kg		225906.139kg
		9800L				9800L
		1 5基 3式				1 5基 3式

2 PCB使用製品の使用状況

PCB廃棄物の保管事業者から沖縄県及び那覇市に届出のあったPCB使用製品の使用状況は、表2のとおりとなっている。

表2 PCB使用製品の種類別使用状況（平成25年度末現在）

廃棄物／製品の種類	沖縄県(那覇市を除く)		那覇市		沖縄県	
	事業場数	数量 台／個	事業場数	数量 台／個	事業場数	数量 台／個
高圧トランス	3	5	1	3	4	8
高圧コンデンサ	1	3			1	3
その他の機器等	15	59	5	36	20	95
その他	1	137			1	137

3 PCB廃棄物の発生量及び処分見込量

PCB廃棄物の今後の発生量は、現在使用中のPCB使用製品がPCB特別措置法で

定められた処分期間に使用が中止され、PCB廃棄物となることが想定されるため、保管されているPCB廃棄物と現在使用中のPCB使用製品の量を合わせて発生量及び処分見込み量とする。

(1) 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物の発生量及び処分見込量は、表3-1のとおりである。

表3-1 高濃度PCB廃棄物の発生量及び処分見込量

廃棄物／製品の種類	沖縄県(那覇市を除く)	那覇市	沖縄県
	量	量	量
高圧トランス	1台／個	3台／個	4台／個
低圧トランス	1台／個		1台／個
高圧コンデンサ	1台／個 92.3kg	7台／個	8台／個 92.3kg
安定器	181台／個	36台／個	217台／個
PCBを含む油		14928kg	14928kg
ウエス	0.3kg		0.3kg
その他の機器等	13台／個	1台／個	14台／個
汚泥	276kg		276kg
その他	4.9kg	653.5kg	658.4kg

(2) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物の発生量及び処分見込量は、表3-2のとおりである。

表3-2 低濃度PCB廃棄物の発生量及び処分見込量

廃棄物／製品の種類	沖縄県(那覇市を除く)	那覇市	沖縄県
	量	量	量
高圧トランス	20台／個		20台／個
低圧トランス	1台／個		1台／個
柱上トランス	5510台／個		5510台／個
高圧コンデンサ	4台／個	10台／個	14台／個
安定器	9台／個	58台／個	67台／個
PCBを含む油	5台／個	5台／個	10台／個
	66760.427kg 2270L	219.33kg 2366L	66979.757kg 4636L
ウエス	6台／個	2台／個	8台／個
	1060.8kg		1060.8kg
その他の機器等	651台／個	148台／個	799dai/ko
	2462kg		2462kg
	1		1
汚泥	883.3kg		883.3kg
		9600L	9600L
その他	245台／個	2台／個	247台／個
	225240.539kg	7.2kg	225247.739kg
	9800L		9800L
	1 5基 3式		1 5基 3式

第3章 PCB廃棄物の適切な処理体制の確保

1 高濃度PCB廃棄物の処理

PCB廃棄物を一日でも早期に処理するため、JESCOの拠点的広域処理施設の能力を最大限活用し、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこととする。

沖縄県内に保管されている高濃度PCB廃棄物については、JESCO北九州PCB処理事業所における処理対象となっており、平成21年度から処理が行われている。

また、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられている他、第2章第3(1)に記載する発生量に含まれない廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられている。

第2章第3(1)に掲げる高濃度PCB廃棄物については、次の事業所において、計画的処理完了期限までに処理する。

なお、第2章第3(1)に記載する発生量に含まれない廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器等については、事業終了準備期間までに処理する。

表4 JESCO北九州PCB処理事業所における高濃度PCB廃棄物の処理

事業所 (住所)	処理対象	処理能力	事業の時期	
			計画的処理完了期限 (※1)	事業終了準備期間 (※2)
北九州 (福岡県北 九州市若松 区響町1丁 目)	高圧トランス・コンデンサ等	1.5 t/日 (PCB分解量)	平成31年3月31日	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
	安定器等・汚染物	10.4 t/日 (安定器・汚染物量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成37年3月31日まで

※1 保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限

※2 今後新たに生じる高濃度PCB廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案したもの

2 低濃度PCB廃棄物の処理

低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事等が特別管理産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うこと

により処理体制の整備が図られてきている。

第2章第3(2)に掲げる低濃度PCB廃棄物については、原則として、次の施設において、PCB特別措置法施行令で規定された期限である平成39年3月31日までに処理を行う。

ア 無害化認定を取得した施設

イ 都道府県知事等から許可を受けた施設

(なお、処理施設ごとに処理可能なPCB廃棄物の種類が異なる。)

さらに、国においては、使用中のPCB使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築や絶縁油の抜油後の管体について安全かつ合理的な処理方策を検討しており、その検討結果を踏まえ、使用中のPCB使用製品に対する早期処理を促進するものとする。

3 収集運搬体制の確保

(1) 安全性の確保

PCB廃棄物の漏えい又は飛散を防止するために、国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に従い、安全性を十分に確保し、収集・運搬するものとする。また、JESCO北九州PCB処理事業所に搬入する場合にあっては、当該事業者の定めた受入基準を遵守する。無害化認定処理施設等への搬入にあたっては、所在都道府県等や無害化認定処理施設等設置者の定める受入基準等を確認し、十分に安全性を確保し搬入するものとする。

収集運搬中の緊急事態に適切に対応できるよう、連絡体制の整備や従業員への教育等を適切に行うものとする。

(2) JESCO北九州PCB処理事業所への計画的な搬入

JESCO北九州PCB処理事業所では、各県毎の重点搬入計画を定め計画的な受入を行っている。沖縄県の重点搬入期間は、平成21年9月から平成23年3月で終了しているため、今後は各県の処理状況や北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会での協議結果及びJESCO北九州PCB処理事業所との個別の調整を踏まえ、計画的に搬入を行うものとする。

第4章 PCB廃棄物の適正な処理の推進

1 行政の役割

- (1) PCB使用製品の使用事業者、PCB廃棄物保管事業者及び収集運搬業者への指導
PCB廃棄物が長期に渡り保管されてきており、PCB廃棄物や保管容器の劣化等により、PCBが飛散・流出しないよう、保管事業者へ必要に応じて立入を行い、指導するものとする。

また、PCB廃棄物の積み込み及び積み卸しや船への積替等の各段階におけるPCB廃棄物の漏洩等がないよう収集運搬業者への指導を適切に行うものとする。

沖縄県における高濃度PCB廃棄物の処理については、JESCO北九州PCB処理事業所の処理対象となっており、計画的処理期限及び事業終了準備期間が定められている他、低濃度PCB廃棄物についても処理期限が定められている。当該期限までに処分が完了するようPCB使用製品の使用事業者やPCB廃棄物保管事業者に対して周知及び指導を行うものとする。

- (2) PCB廃棄物及びPCB使用製品の調査

PCB廃棄物については、期限内に適正かつ確実に処分する必要があることから、PCB使用製品やPCB特別措置法に基づく届出が行われていないPCB廃棄物等について必要な調査を行い、使用状況及び保管状況について実態を把握するものとする。

PCB廃棄物の保管事業者に対しては、処理期限内の確実な処理について周知を図るとともに必要に応じて、PCB特別措置法に基づき、指導を行うものとする。

PCB使用製品を使用している事業者に対しては、関係機関と連携し、早期の使用中止及び処理について周知及び指導を行うものとする。

- (3) その他の取組

PCB廃棄物の処理期限内の確実な処理完了のため、PCB使用製品の使用事業者、PCB廃棄物保管事業者と関係のある団体等との情報収集、連絡調整に努める。

また、JESCO北九州PCB処理事業所が設置されている北九州市は、PCB廃棄物の処理に重要な役割を果たしていることから、地元の理解と協力を促すために必要な取組みを積極的に推進するほか、北九州市が講じる処理の安全性の確保や早期処理促進等を推進するための施策に積極的に協力する。

2 PCB廃棄物の保管事業者の役割

保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理する責務を有する。PCB廃棄物が処理されるまでの間、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないように、特別管理産業廃棄物の保管基準を遵守し、紛失し

ないよう適切に保管するものとする。また、PCB特別措置法に基づき、毎年度、定められた期限までにPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関し、届出を行うものとする。

PCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物にあつては、表4における処理対象物の計画的完了期限までに処理し、低濃度PCB廃棄物については、平成39年3月31日までに処理するものとする。

3 PCB使用製品の使用事業者の役割

PCBを含有する製品は、使用が始まってから相当程度経過し、経年劣化による損壊及びこれに伴うPCBの漏えいが懸念されるため、PCBの漏えい又は飛散しないよう適正に管理するものとする。

また、高濃度のPCBを含有する製品については、表4における処理対象物の計画的完了期限までに使用を中止し、処理するものとする。低濃度のPCBを含有する製品については、平成39年3月31日までに使用を中止し、処理するものとする。

4 収集運搬事業者の役割

産業廃棄物処理業者は、PCB廃棄物を誤って処分しないよう、国、都道府県市及び製造者等から提供される情報に注意し、必要に応じて排出事業者に対してPCBにより汚染されているかどうかを確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

PCB廃棄物の収集運搬によるPCBの漏えい又は飛散を防止するため、PCB特別措置法、廃棄物処理法等の関係法令の他、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守するとともに交通関係規則も留意しながら運搬するものとする。

また、船舶への積み替えにあつては、可能な限り港での保管期間を短くするよう計画的な搬入を行うほか、船舶での運搬にあつても安全対策に十分注意するものとする。

収集運搬時に事故が発生した場合に備え、緊急連絡体制を整備する。万一事故が発生した場合は、関係機関と緊密な連携のもと適切な措置を講ずるものとする。